



令和2年7月豪雨における熊本県への支援受け付けについて

～義援金・ふるさとくまもと応援寄附金受付中です～

@2010熊本県くまモン

令和2年7月4日に発生した令和2年7月豪雨により、県内では甚大な被害が発生しております。多くの方々から励ましとご支援をいただき、誠にありがとうございます。

一刻も早い復旧・復興に向け、県民一丸となって全力で取り組んで参りますので、引き続き、皆様の温かいご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

1 義援金を募集しています

令和2年7月豪雨により被害を受けられた方々を支援するため、7月7日から以下のとおり義援金口座を開設し皆様からの義援金を受け付けています。

口座振込の場合

【義援金受入口座】

- ・肥後銀行 県庁支店 普通預金 1665605
- ・熊本銀行 本店営業部 普通預金 3184550
- ・ゆうちょ銀行 00910-7-333729

【口座名義】

熊本県南豪雨義援金 熊本県知事 蒲島郁夫
(クマモトケンナンゴウウギエンキン)

※同一金融機関からの窓口での振込手数料は免除されます（ATMは有料）。

※ゆうちょ銀行への送金は、全国の貯金窓口から「通常払込み」の扱いに限り手数料が免除されます（ATMは有料）。

義援金箱の設置箇所及び領収書が必要な場合

以下の場所に義援金箱を設置し募集しています。

また、領収書の発行が必要な場合は同様の場所で受け付けておりますので、近くにいるスタッフに申し出てください（熊本県庁の場合は、県庁行政棟新館3階 健康福祉政策課）。

【義援金箱の設置場所】

県庁行政棟本館1階受付

県内各広域本部（県央広域本部除く）及び地域振興局

東京事務所...東京都千代田区平河町2-6-3 都道府県会館10階 TEL 03-5212-9084

東京都中央区銀座5-3-16 銀座熊本館 TEL 03-3572-5021

大阪事務所...大阪府大阪市北区梅田1-1-3-2100 大阪駅前第3ビル21階 TEL 06-6344-3883

福岡事務所...福岡県福岡市中央区天神1-1-1 アクロス福岡11階 TEL 092-737-1313

【設置時間】

平日 午前8時30分から午後5時まで

日本赤十字社及び熊本県共同募金会での義援金の募集

日本赤十字社及び熊本県共同募金会においても義援金を募集しています。

〈日本赤十字社熊本県支部〉

口座名義：日本赤十字社熊本県支部 支部長 蒲島 郁夫
振込先：肥後銀行 三郎支店 普通預金 621987
熊本銀行 日赤通支店 普通預金 3126182

〈熊本県共同募金会〉

口座名義：熊本県南豪雨義援金 社会福祉法人 熊本県共同募金会
振込先：肥後銀行 水道町支店 普通預金 2751065
熊本銀行 本店営業部 普通預金 3184606
口座名義：熊本県共同募金会 熊本県南豪雨義援金
振込先：ゆうちょ銀行 00970-9-196424

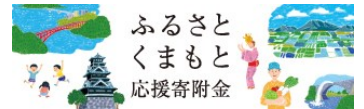
※義援金に係る税制上の措置（控除）については、県庁ホームページ（https://www.pref.kumamoto.jp/kiji_34171.html）をご確認ください。

2 「ふるさとくまもと応援寄附金」を受け付けています

令和2年7月豪雨に係るふるさと納税（ふるさとくまもと応援寄附金）を受け付けています。
皆様からいただいた寄附金については、今回の災害の復旧事業に活用させていただきます。

◎寄附金の申し込み方法

インターネットからの寄附お申込みの場合



以下の2つのサイトからお申し込みいただけます。

■ふるさとチョイス



①災害支援ページ

<https://www.furusato-tax.jp/saigai/detail/878>

※このページからのお申し込みの場合、「感謝の品（返礼品）」の贈呈はありません。

②返礼品ページ

<https://www.furusato-tax.jp/city/product/43000>

※「感謝の品（返礼品）」の贈呈をご希望の方はこちらのページよりお申込みください。

■ANAのふるさと納税



自治体ページ

<https://furusato.ana.co.jp/43000/>

※「ふるさと納税の使い道」は「令和2年7月豪雨」をお選びください。

インターネット以外の方法による寄附お申込みの場合

県庁ホームページに掲載の「寄附申込書」に記入のうえ、メール、郵送、FAXにより熊本県税務課ふるさと納税担当までお送りください。折り返し、寄附金の納付に必要な手続きをご案内をさせていただきます。

※寄附金の申込書、納付方法、ワンストップ特例申請等については以下のページをご覧ください。

https://www.pref.kumamoto.jp/kiji_370.html

※クレジットカードによる納付を希望の方は、インターネットよりお申し込みください。

3 くまモンのイラスト利用手続きを簡素化しています（支援活動用）

令和2年7月豪雨に伴い、本県で発生した被害等に対して行われる募金活動などの各種支援活動にくまモンのイラストを利用する場合は、特例措置として、現在公表している全てのイラストを、届出制（許諾不要）で利用いただけます。

■利用対象

令和2年7月豪雨に伴い、本県で発生した被害等に対して行われる、募金活動、チャリティー活動等で使用するポスター、のぼり、チラシ、募金箱、ホームページ等

→商品・グッズ（非売品のもの含む）を作成の方は以下のページをご参照ください。

<https://kumamon-official.jp/kiji0031655/index.html>

※チャリティー目的であっても、商品・グッズ（非売品のもの含む）等への利用については、通常の利用許諾手続きが必要になります。



■受付期間

当面の間

※終了時期は別途、くまモンオフィシャルホームページ（<https://kumamon-official.jp/>）でお知らせします。

■届出方法

届出書とデザイン画（くまモンのイラストを、何に、どのように配置するか分かるもの）を、熊本県知事公室くまモングループまでメール等にて提出いただきます。

メールアドレス：kuma-mon@pref.kumamoto.lg.jp

届出書はこちら（https://www.pref.kumamoto.jp/kiji_34128.html）からダウンロードしてください。

〔注意事項〕

- ・ご利用に当たっては、くまモン利用申請の「利用規程」及び「利用の手引き」を熟読、了知のうえ届出いただきます。
- ・届出いただくと同時に、ご使用されるイラストの周囲に以下のいずれかのクレジットを記載いただきます。

©2010熊本県くまモン#熊本支援

©2010kumamoto pref.kumamon#kumamotoshien

4 支援物資のお申し出について

本県では、支援物資受け入れの混乱を避けるため、一般の皆様からの小口の支援物資につきましては、受け入れをお断りしている状況です。

なお、企業等からの大口のお申し出で、一定の数と仕様がそろえられる物資についてのみ、受け入れさせていただきます。

この場合も、受け入れの調整が必要となりますので、必ず事前に御連絡（熊本県健康福祉部健康福祉政策課避難所等支援室 物資支援班 TEL 096-333-2605）ください。

皆様のご理解をお願いいたします。